



平成 22 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社リンコーコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 坪井 鈴 兒
(コード番号 9355 東証第二部)
お問合せ先 取締役総務人事部長 吉川 英 夫
(TEL. 025 - 245 - 4113)

当社連結子会社における不適切な経理処理に関する調査結果等について
及び 当社代表取締役会長辞任のお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 9 日に公表いたしました連結子会社の臨港商事株式会社における不適切な経理処理につきまして、平成 22 年 8 月 12 日に公表のとおり、厳格な調査を進めるため内部調査委員会による調査のほか、当社と利害関係のない弁護士及び公認会計士を委員とする外部調査委員会を設立し、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って、事実の全容解明及び責任の所在解明に鋭意取り組んでまいりました。このほど外部調査委員会による調査結果がまとまり、本日開催の当社取締役会において、調査結果が報告され、関係者の処分及び当社役員報酬の減額が決定され、当社代表取締役会長の辞任が受理されましたので、お知らせいたします。

この度の事態におきましては、当社株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

当社企業グループを挙げて信頼回復に努めてまいり所存でございますので、何卒引き続きご理解とご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

記

1. 外部調査委員会による調査結果

外部調査委員会による調査結果がまとまり、本日開催の取締役会に報告されましたので、全文を添付し公表いたします。

当社取締役会は、この調査結果を真摯に受け止め、本報告書に基づき、すみやかに再発防止の徹底、コンプライアンス整備及び当社企業グループ会社に対する監督機能の強化に取り組んでまいります。

2. 当社連結財務諸表を過年度訂正するに至った経緯

外部調査報告書の調査結果—事実認定のとおり、当社連結子会社の臨港商事株式会社は、取引先 S 社の長期滞留売掛金を長年に亘り不適切な経理処理により隠蔽し、貸倒引当金の計上を回避しておりました。また、取引先 N 1 社及び N 2 社に対する売掛金及び前渡金について回収が極めて困難な状況であることを認識しながら貸倒引当金の計上を怠り、さらに取引を継続して N 1 社に契約実態のない資金を前渡金として提供し、同社の損失額を拡大させました。

当社は以上の事実に基づき、臨港商事株式会社の取引履歴を検証できる期間に亘り当社連結財務諸表の過年度訂正を行うことを決定いたしました。

3. 関係者の処分等

この度の事態を厳粛に受け止め、当社及び外部調査委員会の調査結果に基づき、以下の処分を決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

(1) 臨港商事株式会社関係者の処分

平成 22 年 9 月 3 日、臨港商事株式会社の臨時株主総会を開催のうえ、以下 3 名の同社取締役の解任を決議決定し、本日開催の当社取締役会において、当該決議を追認いたしました。

代表取締役社長 辻 紀夫
取 締 役 笹川 聡 (貿易部門担当)
取 締 役 竹内 邦昭 (建材部門・商品部門・総務経理担当)

また、平成 22 年 9 月 3 日付で総務経理部長 五十嵐 隆 を懲戒免職処分といたしました。

なお、同社の取締役は、3 名全員を当社の取締役が兼務いたします。

代表取締役社長 櫛谷 則文 (当社常務取締役)
取 締 役 山下 和男 (当社取締役経理部長)
取 締 役 吉川 英夫 (当社取締役総務人事部長)

また、本日 9 月 10 日付で当社の臨港支店長 和泉田 栄作 を、同社の業務全般を統轄管理する統轄部長として同社に出向させることといたしました。

当社の管理監督の下、同社経営基盤の抜本的な再構築を図ってまいります。

(2) 当社役員報酬の減額

当社は、平成 21 年 4 月 27 日に公表いたしましたとおり、当社業績の悪化を踏まえ、平成 21 年 4 月から現在まで、常勤役員の役員報酬の 10%を減額してまいりました。当社業績は回復に向かっておりましたが、この度の事態を厳粛に受け止め、常勤役員の役員報酬の 10%減額を平成 23 年 3 月まで継続することとしたうえで、以下 3 名の取締役については、平成 22 年 9 月から更に 10%を減額し、平成 23 年 3 月まで 20%を減額することといたしました。

代表取締役社長 坪井 鈴兒
常務取締役 櫛谷 則文
取締役経理部長 山下 和男

(3) その他

この度の不適切な経理処理への関与が指摘されている者のうち、既に退任しており当社の処分の効力が及ばない者及び法的責任の可能性が指摘されている者については、今後、法的措置を含め、対応を検討してまいります。

4. 当社代表取締役会長の辞任について

当社代表取締役会長 岡村 繁（おかむら しげる）より、自らが当社代表取締役社長であったときに連結子会社において不適切な経理処理が行われた事実を重く受け止め、経営責任を明確にするため、代表取締役会長辞任の申し出があり、当社取締役会は、本日開催の取締役会において、この申し出を受理いたしました。（本日 平成 22 年 9 月 10 日付）

なお、この辞任に伴い、当社の取締役は 1 名減となりますが、新たな取締役の選任及び代表取締役の選定を行う予定はありません。

5. 当社連結業績に与える影響額

この度の当社連結子会社の臨港商事株式会社における不適切な経理処理が、当社連結業績に与える過年度累積影響額は、△916 百万円です。また、当期の第 1 四半期における連結業績に与える影響額は、△310 百万円です。年度毎の影響額につきましては、別紙「訂正による過年度業績への影響」をご参照下さい。

なお、詳細につきましては、来週 9 月 13 日（月）に公表を予定しております「過年度決算短信等（平成 18 年 3 月期決算短信～平成 22 年 3 月期決算短信）の一部訂正について」をご参照下さいますようお願いいたします。また、提出済みの有価証券報告書等の訂正報告書及び過年度決算の訂正により遅延しておりました平成 23 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出につきましても、同日 9 月 13 日（月）に関東財務局へ提出できる見込みとなりましたので、お知らせいたします。

以 上

(別紙)訂正による過年度業績への影響

(百万円未満切捨て)

期	項目	連結			個別		
		訂正前(A)	訂正後(B)	影響額(B-A)	訂正前(A)	訂正後(B)	影響額(B-A)
第145期 平成18年3月期	売上高	23,181	23,181	0	-	-	-
	営業利益	1,579	1,565	△ 14	-	-	-
	経常利益	1,496	1,482	△ 14	-	-	-
	当期純利益	851	778	△ 72	-	-	-
	総資産	43,161	43,089	△ 72	-	-	-
	純資産	14,410	14,338	△ 72	-	-	-
第146期 平成18年6月期	売上高	5,540	5,540	0	-	-	-
	営業利益	281	281	0	-	-	-
	経常利益	302	302	0	-	-	-
	当期純利益	202	195	△ 6	-	-	-
	総資産	43,043	42,964	△ 79	-	-	-
	純資産	14,264	14,185	△ 79	-	-	-
第146期 平成18年9月期	売上高	11,737	11,737	0	-	-	-
	営業利益	830	830	0	-	-	-
	経常利益	828	828	0	-	-	-
	当期純利益	435	415	△ 19	-	-	-
	総資産	43,333	43,240	△ 92	-	-	-
	純資産	14,561	14,469	△ 92	-	-	-
第146期 平成18年12月期	売上高	17,897	17,897	0	-	-	-
	営業利益	1,340	1,340	0	-	-	-
	経常利益	1,336	1,336	0	-	-	-
	当期純利益	734	714	△ 19	-	-	-
	総資産	44,586	44,494	△ 92	-	-	-
	純資産	15,140	15,048	△ 92	-	-	-
第146期 平成19年3月期	売上高	24,228	24,228	0	-	-	-
	営業利益	1,547	1,547	0	-	-	-
	経常利益	1,505	1,505	0	-	-	-
	当期純利益	741	724	△ 16	-	-	-
	総資産	45,385	45,296	△ 88	-	-	-
	純資産	15,454	15,365	△ 88	-	-	-
第147期 平成19年6月期	売上高	6,018	6,018	0	-	-	-
	営業利益	285	278	△ 6	-	-	-
	経常利益	288	282	△ 6	-	-	-
	当期純利益	60	44	△ 15	-	-	-
	総資産	47,236	47,131	△ 104	-	-	-
	純資産	15,944	15,839	△ 104	-	-	-
第147期 平成19年9月期	売上高	11,855	11,855	0	-	-	-
	営業利益	496	487	△ 8	-	-	-
	経常利益	452	444	△ 8	-	-	-
	当期純利益	90	74	△ 15	-	-	-
	総資産	46,159	46,055	△ 104	-	-	-
	純資産	16,040	15,935	△ 104	-	-	-
第147期 平成19年12月期	売上高	17,419	17,419	0	-	-	-
	営業利益	874	873	△ 1	-	-	-
	経常利益	826	825	△ 1	-	-	-
	当期純利益	279	255	△ 24	-	-	-
	総資産	44,777	44,663	△ 113	-	-	-
	純資産	15,192	15,078	△ 113	-	-	-
第147期 平成20年3月期	売上高	22,587	22,587	0	-	-	-
	営業利益	975	969	△ 5	-	-	-
	経常利益	884	878	△ 5	-	-	-
	当期純利益	262	223	△ 39	-	-	-
	総資産	43,979	43,851	△ 128	-	-	-
	純資産	14,745	14,617	△ 128	-	-	-

(別紙)訂正による過年度業績への影響

(百万円未満切捨て)

期	項目	連結			個別		
		訂正前(A)	訂正後(B)	影響額(B-A)	訂正前(A)	訂正後(B)	影響額(B-A)
第148期 平成20年6月期	売上高	6,498	6,498	0	-	-	-
	営業利益	339	326	△ 13	-	-	-
	経常利益	357	344	△ 13	-	-	-
	当期純利益	240	△ 61	△ 301	-	-	-
	総資産	45,827	45,423	△ 403	-	-	-
	純資産	15,035	14,605	△ 430	-	-	-
第148期 平成20年9月期	売上高	12,169	12,169	0	-	-	-
	営業利益	602	588	△ 14	-	-	-
	経常利益	568	554	△ 14	-	-	-
	当期純利益	316	4	△ 312	-	-	-
	総資産	44,249	43,828	△ 420	-	-	-
	純資産	14,383	13,943	△ 440	-	-	-
第148期 平成20年12月期	売上高	17,641	17,641	0	-	-	-
	営業利益	744	737	△ 6	-	-	-
	経常利益	696	689	△ 6	-	-	-
	当期純利益	347	22	△ 324	-	-	-
	総資産	43,969	43,530	△ 438	-	-	-
	純資産	13,993	13,540	△ 452	-	-	-
第148期 平成21年3月期	売上高	22,261	22,261	0	12,484	12,484	0
	営業利益	675	667	△ 8	829	829	0
	経常利益	576	567	△ 8	778	778	0
	当期純利益	△ 1,126	△ 1,419	△ 292	△ 1,109	△ 1,904	△ 794
	総資産	40,873	40,570	△ 302	37,427	36,633	△ 794
	純資産	12,277	11,856	△ 421	13,311	12,516	△ 794
第149期 平成21年6月期	売上高	4,749	4,749	0	-	-	-
	営業利益	△ 91	△ 94	△ 3	-	-	-
	経常利益	△ 86	△ 89	△ 3	-	-	-
	当期純利益	△ 91	△ 80	11	-	-	-
	総資産	41,345	41,052	△ 292	-	-	-
	純資産	12,384	11,974	△ 409	-	-	-
第149期 平成21年9月期	売上高	9,438	9,438	0	-	-	-
	営業利益	△ 53	△ 55	△ 2	-	-	-
	経常利益	△ 51	△ 53	△ 2	-	-	-
	当期純利益	△ 98	△ 391	△ 292	-	-	-
	総資産	40,993	40,289	△ 703	-	-	-
	純資産	12,228	11,514	△ 713	-	-	-
第149期 平成21年12月期	売上高	14,461	14,461	0	-	-	-
	営業利益	85	51	△ 34	-	-	-
	経常利益	84	50	△ 34	-	-	-
	当期純利益	△ 34	△ 436	△ 402	-	-	-
	総資産	41,510	40,703	△ 806	-	-	-
	純資産	12,210	11,386	△ 823	-	-	-
第149期 平成22年3月期	売上高	19,117	19,117	0	10,784	10,784	0
	営業利益	139	118	△ 20	205	205	0
	経常利益	130	109	△ 20	193	193	0
	当期純利益	△ 517	△ 1,013	△ 495	△ 332	△ 386	△ 53
	総資産	40,745	39,862	△ 883	37,810	36,962	△ 847
	純資産	11,908	10,992	△ 916	13,127	12,279	△ 847
第150期 平成22年6月期	売上高	5,256	5,256	0	-	-	-
	営業利益	73	48	△ 25	-	-	-
	経常利益	54	29	△ 25	-	-	-
	当期純利益	△ 48	△ 358	△ 310	-	-	-
	総資産	41,037	39,845	△ 1,192	-	-	-
	純資産	11,690	10,464	△ 1,226	-	-	-

外部調査報告書

平成22年9月9日
株式会社リンコーコーポレーション
外部調査委員会

調査委員 鶴巻 克恕
調査委員 平 要志和

目次：

第1章	当調査委員会設置とその性格	1
第1	当調査委員会設置の経緯	1
1	当調査委員会の目的と本調査報告書について	1
2	本調査事実の端緒の経緯と当調査委員会の設置	1
第2	当調査委員会の調査手続	2
1	当調査委員会の調査権限	2
2	調査対象	2
3	調査対象期間	2
4	調査方法	3
第2章	調査結果	3
第1	事実認定	3
1	N1社及びN2社関係	3
2	S社について	9
第2	N1社（N2社含む）とS社に対する貸倒引当金	12
1	N1社に対する貸倒引当金	12
2	S社に対する貸倒引当金	12
3	N1社とS社の貸倒引当金による過年度決算への影響	12
4	過年度決算訂正による損益影響額	12
第3章	本件調査事実の発生原因の分析	14
第1	本件調査事実の背景	14
1	本件調査事実の特徴	14
2	本件調査事実の発生原因の背景	14
第2	本件調査事実の対象会社における直接の原因	16
1	対象会社の取引先管理の杜撰さ	16
2	貴社を対象会社に対する管理体制の欠如	16
第4章	不正経理関与者の責任等	17
第1	当調査委員会における不正経理関与者に関する言及について	17
第2	関与者の法的責任	17
1	刑事責任	17
2	虚偽記載について	18
3	民事責任	18
4	貴社の法的責任	18
第5章	再発防止策の検討	19
第1	はじめに	19
1	再発防止策についての基本的立場	19
2	発生原因の分析で明らかになった事項	19
第2	具体的な再発防止策	19
1	貴社及び連結子会社を含めた全社的な法令遵守意識（コンプライアンス）の徹底した確立	19
2	貴社及び連結子会社役員並びに従業員に対する経理教育（会計、財務、税務）とその人材養成	19
3	貴社の連結子会社の管理体制の強化	20
4	連結子会社自体の内部統制機能（監視体制）の強化	20

5	法律専門家によるリーガルチェック等の実施.....	20
6	監査役の意見の検証.....	20
第6章	総括.....	21

第1章 当調査委員会設置とその性格

第1 当調査委員会設置の経緯

1 当調査委員会の目的と本調査報告書について

当調査委員会は、株式会社リンコーコーポレーション（以下「貴社」という。）の連結子会社（100%出資）である臨港商事株式会社（以下「対象会社」という。）における不適切な経理処理（以下「本件調査事実」という。）に関する①事実の調査を実施し、②事実認定を行い、③これを評価してその原因を分析した上、④再発防止策の提言等を目的として、平成22年8月12日に設置された外部調査委員会である。

当調査委員会は、日本弁護士連合会の平成22年7月15日付け「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」にそって調査・報告を行うものである。

本調査報告書は、当調査委員会の設置後、本日までの期間において、当調査委員会が実施した本件調査事実に関する調査（以下「本件調査」という。）の結果を報告するとともに、本件調査事実結果を踏まえた再発防止策の提言を行うものである。

なお、本調査報告書は、現時点までの最終報告書である。

2 本調査事実の端緒の経緯と当調査委員会の設置

貴社は平成21年度第2四半期決算の貴社監査法人による監査レビュー結果を踏まえ、担当会計士より平成21年10月下旬に貴社連結子会社である対象会社の前渡金の回収が一部長期化しているため、同社に対し注意喚起を促すようにとのアドバイスを受け、貴社は対象会社前営業担当取締役B氏から説明を受け、回収予定を確認の上、前渡金の管理徹底と一部長期化している前渡金の回収を依頼した。その後平成21年度第3四半期決算において、貴社連結のキャッシュフロー計算書における営業活動のキャッシュフローが第2四半期決算に比べマイナス額が大きく異常値が認められたことなどから、その要因を調査したところ、対象会社の売掛債権の増加及び仕入れ債務の減少が要因であると推定し、対象会社にその見解を質した。

その結果、対象会社前社長A氏から同社の前渡金の回収遅延が営業キャッシュフローの悪化につながっている旨の回答と回収予定の説明があった。このため貴社経理部長が平成22年2月16日対象会社に赴き、対象会社前営業担当取締役B氏より対象会社が取引上行っている前渡金の実態を詳しく聞き取りし、前渡金について平成22年3月までに回収するように依頼し、同社前社長A氏及び前営業担当取締役B氏は、最大限取引先に協力を求める旨を約束した。また同月25日、貴社監査役が対象会社に赴き、対象会社から前渡金管理表の提示を受け、N1社に対する前渡金が総額470,925千円、N2社に対する前渡金が30,397千円であることの説明を受けた。同監査役は、N1社の倒産のリスクを問い質すとともに、これらについて、「関係会社管理規則」及び「同決裁基準」に準拠していないことを指摘した。これに対し、対象会社前社長A氏は、これら前渡金に関する契約に基づいた入金は同年3月から4月にかけて回収できるので心配ないとの説明をなし、同規則及び基準に準拠する手続きは速やかに行う旨を確約した。

しかし、その後不適切な経理処理の事実が表面化するまでは、同規則及び基準に基づき手続きが取られたことはない。

そして、上記を踏まえ、貴社経理部は平成22年4月初めに対象会社に対して同社の長期前渡金残高の回収状況を確認した結果、主だった長期前渡金の回収が図られたことの報告を受けたが、平成22年4月から6月にかけて対象会社の前渡金の残高が急激に増加したことや、営業未収入金の残高が引き続き多いことに疑問を感じ、独自に調査を進めた。その結果、取引先S社の営業未収入金について通常では行わない伝票計上が見られたため、平成22年7

月初めに、改めて対象会社の前経理担当取締役C氏、前営業担当取締役B氏及び前総務経理部長D氏に営業未収入金と前渡金の実態について説明を求めた。その結果、同社前営業担当取締役B氏より一部不適切な経理処理についての説明があった。また、前渡金の詳細な内容について、貴社経理部より対象会社の取締役会において前渡金を行っている取引について詳細な説明と報告を行うよう依頼した。

平成22年7月14日に貴社経理部より7月28日の対象会社取締役会における前渡金等に係る報告について、同社前経理担当取締役C氏に確認したところ、翌日に報告したいことがある旨の話を受けた。平成22年7月15日貴社経理部長は対象会社前社長A氏、前経理担当取締役C氏及び前営業担当取締役B氏より、過去の前渡金等に係る貴社への説明は虚偽報告であり、回収が極めて困難な長期滞留債権が10億円余りに達している旨の報告を受けた。平成22年7月16日、対象会社の上記役員は改めて貴社に出向き、貴社社長に10億円余りに上る回収が困難な長期滞留債権について不適切な経理処理を行うことによって隠蔽してきた事実を報告し、貴社は事の重大性を認識するに至った。

以上の経過を経て、貴社は

委員長 坪井 鈴兒 (取締役社長)

委員 櫛谷 則文 (常務取締役)、山下 和男 (取締役)、吉川 英夫 (取締役)

B弁護士、S弁護士

とする内部調査委員会が設置された。

同時に、貴社は、本件調査事実の解明等のために、公正かつ中立的な立場の弁護士及び公認会計士で構成する外部調査委員会を設置することを決定し、前記のとおり平成22年8月12日に、以下のとおり当調査委員会を設置した。

調査委員 委員 鶴巻 克恕 (弁護士)

委員 平 要志和 (公認会計士)

第2 当調査委員会の調査手続

1 当調査委員会の調査権限

- (1) 当調査委員会は、貴社より独立した権限のもと本件調査を実施し、各種証拠を十分に吟味して、自由心証により事実認定を行った。
- (2) 当調査委員会は、その任務を果たすため、貴社に対して、調査に対する全面的な協力のための具体的対応を求めるものとし、貴社は当調査委員会の調査に全面的に協力した。
- (3) 当調査委員会は、調査により判明した事実とその評価を、外部委員の当然の責務として貴社の経営陣に不利となる場合であっても、調査報告書に記載した。

2 調査対象

- (1) 当調査委員会は、内部調査委員会によって、対象会社における不適切な経理処理に関する調査が開始されていたところ、同調査において判明していた対象会社におけるN1社及びN2社並びにS社に関する不適切な経理処理の概要は、項目を挙げると(2)の①及び②までであった。
- (2) 当調査委員会としては、以下の項目を中心に、対象会社において行われてきた不適切な経理処理の調査を実施するとともに、本件調査事実の発生要因の分析、関与者の責任等の解明、再発防止策の提言のために必要な範囲を調査対象として設定した。
 - ① 財務伝票による操作
 - ② 貸倒懸念債権の隠蔽

3 調査対象期間

上限を定めず、平成15年度から平成22年度第1四半期

4 調査方法

(1) 当調査委員会は、貴社の諸規を確認するとともに、貴社内部調査委員会の調査結果をその証拠と照合し、その正確性を検証するとともに、当調査委員会独自でN1社及びN2社並びにS社に関する調査を実施するとともに、貴社取締役、監査役その他の部署の関与状況を調査し、関係取引先責任者及び貴社関係役員のヒアリングを実施した。

また、当調査委員会は、独自に関係帳票や規程類、会議提出資料等を調査することにより、貴社の連結財務諸表に対して与える影響額等についての確認を行った。

(2) 当調査委員会がヒアリングをした関係者は、以下のとおりである。

① 貴社関係者

平成22年9月2日

貴社役員 a 氏 貴社役員 b 氏
貴社役員 d 氏 貴社前役員 f 氏

平成22年9月3日

貴社役員 e 氏

平成22年9月5日

貴社役員 c 氏

② 関係取引先

平成22年9月1日

S社 B社長

平成22年9月3日

N1社 a会長（実質的経営者）

(3) 委員会開催日と調査終了日及び開示日

① 委員会開催日と調査終了日

平成22年8月12日、25日

9月1日、2日、3日、5日、6日、8日（調査終了日）

② 開示日

平成22年9月10日

第2章 調査結果

第1 事実認定

1 N1社及びN2社関係

(1) N1社及びN2社の会社概要

① N1社の会社概要

商 号：N1社
創 立：平成8年6月28日
資 本 金：20,000千円
本 社：東京都文京区
代 表 者：代表取締役 a 氏（実質経営者 a 会長）
事 業 内 容：製袋機等紙工機械の輸出入販売
紙袋等紙製品の輸入販売
金属加工部品の輸入販売
その他貿易業務全般

グループ乃至関係会社：

■N2社（M社長） 本社：新潟県新潟市

② N 2 社について

同社は、平成 18 年 10 月に N 1 社より製造部門が分離独立し、設立された。同社社長は M 氏だが、実権者は N 1 社の実質経営者 a 会長である。

(2) N 1 社及び N 2 社と対象会社との取引

① N 1 社と対象会社の取引は平成 15 年から開始されている。当初は対象会社との機械部品の輸入取引から開始され、特に問題もなく推移したものと思われる。

対象会社における N 1 社に対する売上高と売上債権残高は、

平成 15 年度 (平成 16 年 3 月期)

売上高 22,870 千円 / 売上債権残高 : 17,382 千円

平成 16 年度 (平成 17 年 3 月期)

売上高 63,052 千円 / 売上債権残高 : 38,094 千円

平成 17 年度 (平成 18 年 3 月期)

売上高 99,805 千円 / 売上債権残高 : 56,057 千円

と、次第に大きくなっている。

② 平成 18 年 8 月に至り、N 1 社の輸出及び契約窓口としての取引が加わることとなった。同取引は N 1 社の製作する製袋機を輸出するもので、同取引は N 1 社からの申し入れにより開始した。

同月 8 日付け N 1 社から対象会社宛の文書によれば、次の内容の依頼がなされている。

(要旨)

「1・・・弊社が決定した輸出案件について、・・・御社にその契約窓口になって戴き、契約金又は L/C (信用状) が御社に到着後、その契約総額の 90% の範囲内で御社に対し随時資金を提供して戴きたい。

2 但し、既に契約窓口になっている案件についても、・・・① L/C (信用状) が到着している案件について、その L/C (信用状) を御社に譲渡するか、若しくは弊社の金融機関が発行する「輸出代金振込依頼書」を御社にお渡しすることで、弊社が必要とする資金 (契約総額の原則 90% の範囲) の供給をお願いしたい。

② 契約金のみを受領している案件については、契約金と同額を保証金として御社にお渡しし、契約金の 50% の範囲内で弊社が必要とする資金を供給して戴きたい。

3 上記 1・2 で弊社に対する金融支援枠を 2 億円にご設定できれば幸いです。」

対象会社はこれを取締役会に諮ることなく、当時の元社長 E 氏、前常務 F 氏、当時営業担当部長 B 氏の 3 名のみで決定した (8 月 10 日付け稟議書は存在する)。

しかして、平成 18 年 8 月、L/C (信用状) 買取後の入金とする代わり製袋機費用の資金として、N 1 社に前渡金 55,000 千円 (契約総額 : 65,000 千円) の実行を開始した。

しかし、N 1 社に関する信用調査は簡易な信用情報を徴求したのみであり、それも相当程度低い評価点であるにもかかわらず、上記 2 億円の範囲内の与信をするに十分な裏付けの調査がなされなかったばかりか、契約金に対する 90% という高額な前渡金の相当性を検証することもなかった。また次第に L/C (信用状) に基づく前渡金の支払いの遵守や、上記 2 億円の枠すら何ら守られることなく、また逐一取締役会に諮られることもなく、営業担当部長 B 氏によって前総務経理部長 D 氏に指示され、一律 90% の前渡金の支払いを安易に実行していくこととなった。

③ なお、平成 18 年 10 月、N 1 社は新潟工場を分社化して N 2 社を設立し、以後、製袋機の部品輸入取引は N 2 社に対し行うことになり、同社に対する前渡金の支払いも発生するところとなる。

- ④ 対象会社の売上げ等の推移をみるに、
平成18年度（平成19年3月期）においては、

N1社

売上高 : 31,845 千円
売上債権残高 : 17,527 千円
前渡金残高 : 419,559 千円

N2社

売上高 : 25,938 千円
売上債権残高 : 24,378 千円

- 平成19年度（平成20年3月期）においては、

N1社

売上高 : 149,718 千円
売上債権残高 : 1,601 千円
前渡金残高 : 548,073 千円

N2社

売上高 : 131,013 千円
売上債権残高 : 54,282 千円
前渡金残高 : 201,206 千円

となっており、平成19年度にはN1社及びN2社に対する売上高が急激に増加しているとともに、前渡金の残高も急激に膨らんでいった。

- ⑤ 平成19年度及び20年度に開催された取締役会において、本件に関する決裁事項の協議又は報告した形跡は認められない。

それでも平成15年の取引開始当初から輸入案件を中心に平成21年1月頃までは、取引の問題点が顕在化することなく、しかし深刻な問題が内包しながら推移していたと認められる。

- (3) N1社に対する前渡金の回収不能の顕在化

- ① 平成20年2月に成約したギリシャ（海外B社）向け輸出案件（契約額346,790千円2台口）の受注に関し、前渡金総額220,500千円を4回に分割する手形支払いがなされたのを契機に、前渡金が急激に膨張する一方で、N1社の支払いが滞留し始めた。N1社の説明によれば、平成20年9月以降のリーマン・ショックと急激な円高、ユーロ安によって、主力販売地域のユーロ圏の販売が低迷したことよるとしている。このため、販売先を中国向けに切り替えていくが業況は必ずしも好転するものでなかったと思われる。このように業況が低迷するなかで、平成20年10月24日、国内向け販売として、国内A社納入案件（契約総額365,505千円2台口）について前渡金総額357,420千円を7回に分割する手形支払いを実行した。

- ② この間も、N1社との取引窓口は、前営業担当取締役B氏によってなされ、N1社からの案件の申込みがあればそれにそって、前渡金の支払いを行っていたものである。

しかし、その後も前渡金が膨らむばかりであったことから、平成20年6月にギリシャ向け契約前渡金（100,000千円）の支払いを留保し、督促を再三なしたが、その回収はほとんどできない状態が続いた。

- ③ 対象会社における平成20年度（平成21年3月期）における売上高等は、

N1社

売上高 : 337,200 千円
売上債権残高 : 26,564 千円
前渡金残高 : 427,350 千円

N 2社

売上高 : 166,562 千円
売上債権残高 : 55,564 千円
前渡金残高 : 357,420 千円

となっており、一社に対する取引額及び前渡金の支払額としては、対象会社の規模から考えて異常な取引金額とも言える。

(4) N 1社に対する前渡金回収の対応の誤り

- ① 前述のとおり、前渡金の回収遅滞が長期化するなか、平成21年5月27日、対象会社の社長は元社長E氏から前社長A氏に代わっているが、対象会社において、N 1社案件に関する危機意識がなお希薄であったものと考えられる。

平成21年10月、前社長A氏がギリシャ向け輸出案件に関する回収遅延(115,500千円)を認識した。

- ② 平成21年度に開催された取締役会において、N 1社及びN 2社案件に関する決裁事項の協議又は報告した形跡は認められない。

ただし、国内A社向け製袋機(175,550千円)案件については、平成21年12月22日の取締役会に報告があった資料は存在する。

- ③ その後平成22年1月13日に至り、対象会社の前社長A氏、前営業担当取締役B氏はN 1社a会長から同社が国内A社からの入金を運転資金に流用し、対象会社への支払いができないとの説明を受けた。この時点で少なくとも前社長A氏はN 1社に対する前渡金の長期滞納を認識したものと認められる。

次いで、平成22年1月22日、N 1社a会長から国内A社の回収可能残金は38,797千円であるとの説明を対象会社(前社長A氏、前営業担当取締役B氏、前経理担当取締役C氏、前総務経理部長D氏)に説明があった。

したがって、少なくともこの時点で前社長A氏の外、前営業担当取締役B氏、前経理担当取締役C氏、前総務経理部長D氏においてN 1社に対する前渡金の回収困難を明確に認識したものと認められる。

- ④ このころ、貴社においては、平成22年2月16日、経理部長が対象会社へ赴き、前渡金の実態の聞き取りを行い、また同月25日貴社監査役が対象会社へ赴き、対象会社から前渡金管理表の提示を受け、N 1社に対する前渡金が総額470,925千円、N 2社に対する前渡金が30,397千円であるとの説明を受け、いずれも前渡金の早期回収を強く求めた。

このため対象会社役員は焦りを生じ、前社長A氏及び前営業担当取締役B氏を中心に、常勤役員が一体となって、N 1社に対する前渡金回収の方策を模索するところとなった。前社長A氏及び前営業担当取締役B氏らの説明によれば、このままN 1社が支払い停止に至った場合には、対象会社の前渡金の回収が図られないばかりか、輸出先から損害賠償請求を受けるのではないかとこの恐れから、運転資金をN 1社に支援し、何としても同社の事業継続を図ることにしたという。

- ⑤ なお、対象会社の平成21年度(平成22年3月期)における売上高等は、

N 1社

売上高 : 447,500 千円
売上債権残高 : 95,576 千円
前渡金残高 : 777,281 千円

N 2社

売上高 : 151,431 千円
売上債権残高 : 120,186 千円
前渡金残高 : 30,397 千円

となっている。

- ⑥ 以上の経過を経て、対象会社は平成22年3月から6月にかけてN1社との間で、取引の裏付けなくして、又は架空の契約の前渡金として支払手形の振り出しを実行し、N1社が同手形を割り引き現金化、その現金をN1社の対象会社への滞納前渡金の回収支払いに充てるという方法を作成し、計9回（総額386,817千円）を実行した。
- ⑦ すなわち、平成22年3月に架空の前渡金としてN1社に支払手形の振出（73,000千円、9/18決済期日）を実行した。

さらに、平成22年度第1四半期（平成22年4～6月）に入り、平成22年4月から6月にかけて、架空の前渡金としてN1社に下記手形の振出を実行した。

(イ) 4月13日 35,700千円 (決済期日 6月30日)

(ロ) 4月13日 30,397千円* (決済期日 6月30日)

※ただし、(ロ)につき、12,397千円は5月、6月に入金され、18,000千円が6月末現在残った。

(ハ) 5月13日 43,050千円 (決済期日 10月31日)

(ニ) 5月13日 48,300千円 (決済期日 10月05日)

(ホ) 5月13日 47,223千円 (決済期日 10月05日)

(ヘ) 5月04日 30,397千円 (決済期日 11月10日)

(ト) 6月14日 48,300千円 (決済期日 11月20日)

(チ) 6月23日 30,450千円 (決済期日 11月20日)

- ⑧ しかし、既にN1社の業況は極めて悪化し、独自に運転資金すら確保できない状況にあったのであるから、この時点で追加支援をすることは、経営の危機管理上からも極めて危険な手段であり、結局対象会社の前社長A氏らの保身を目的とし、N1社に対する従前の不適切な経理処理を糊塗するためのさらなる危険な不適切な経理処理とみられてもしかたがない。このN1社に対する前渡金回収の対応の誤りが対象会社の損害をさらに膨らませる結果となった。

(5) N1社及びN2社の現況と今後の支払い可能性

N1社a会長の説明によれば、現在、ヨーロッパ向け輸出は全く見通しなく、中国向けの受注に力を注いでいるとのことであるが、製袋機製作部門であるN2社は既に閉鎖されており、金融機関の支援もなく、運転資金の見通しもない。また、中国における現地会社においてその会社の資金で製袋機を製作し利益を上げたいと説明があったが、その見通しの裏付けもなく、経営の起死回生は極めて難しいと言わざるを得ない。N1社は、追って速やかに5年後一括返済案を対象会社に提出したいとの意向が示されたが、金融機関等からの多額の借入もあり、その回収実現性はほとんど期待できないと思われる。

また、平成22年3月期の決算書も銀行向けの粉飾決算であると自認し、それ以前の同社の決算書も売上げを前倒しにするなど、その客観性は乏しいと考えられる。

(6) 関与者とその手法

- ① 前記のとおり、N1社に対する不適切な取引は、経営を統治すべき経営者である元社長E氏、前社長A氏、前営業担当取締役B氏、前常務F氏らが主体的に主導したものである。そして、前渡金の支払いにつき、前営業担当取締役B氏が前総務経理部長D氏に指示し対象会社の取締役会の決議を得ることなく実行した。

- ② 貴社において、平成19年11月に「関係会社管理規則」及び「同決裁基準」が施行された。これによれば「営業、当社以外との取引、契約、協定、重要な取引・契約につき、1件1億円以上は、連結子会社取締役会：決議（停止条件付き）を経て、当社常務会：協議→社長：決裁」を得ることになっており、「1,000万円以上の貸付、融資及び前渡金は、連結子会社の取締役会：決議（停止条件付き）を経て、当社常務会：協議、社長：決裁」を得るといった基準手続きとなっている。しかし、N1社案件につき、同規則及び

基準につき、施行後3年間に渡り一度も遵守することなく繰り返され、N1社の前渡金債権回収が困難と明確に認識した平成22年1月22日以降も同規に定める不良債権発生基準に関する貴社への報告義務も怠り、同不良債権に関して隠蔽してきた。

(7) N1社に対する滞留債権額の推移とその現残額

対象会社の得意先元帳、受取手形履歴表、仕入先元帳、手形明細表によれば各債権債務の残高推移は次の通りである。

(単位：千円)

年度	月	帳簿残高					計
		債 権			債 務		
		売掛金	手 持 受取手形	貴社へ 譲渡手形	前渡金	△営業未払金	
平成17	03	56,057	—	—	—	—	56,057
平成18	06	47,635	—	—	—	—	47,635
	09	49,104	—	—	—	—	49,104
	12	35,255	—	—	178,500	—	213,755
	03	17,527	—	3,000	419,559	4,503	435,583
平成19	06	10,739	1,551	—	533,956	2,003	544,243
	09	10,739	—	—	429,345	1,731	438,353
	12	3,150	—	—	432,101	3,537	431,713
	03	1,601	—	55,125	548,073	△ 1,876	606,675
平成20	06	92,636	—	—	409,447	△ 1,650	503,733
	09	63,026	—	—	561,750	442	624,333
	12	38,901	—	—	638,925	6,310	671,516
	03	26,564	—	—	427,350	409	453,505
平成21	06	7,401	—	—	355,950	5,611	357,739
	09	(注1)99,696	—	—	536,550	5,611	630,634
↓回収不能↓	12	(注2)196,429	—	—	575,925	7,122	765,231
	03	(注3)△ 23,102	118,677	—	777,281	—	872,857
平成22	06	(注4)27,606	98,677	—	837,966	3,529	960,721

(注1) 及び (注2) : 内部での修正取引105,000千円を控除した残高になっている。

(注3) 及び (注4) : 内部での修正取引177,717千円を控除した残高になっている。

(8) N2社に対する滞納債権額の推移とその現残額

対象会社の得意先元帳、受取手形履歴表、仕入先元帳、手形明細表によれば各債権債務の残高推移は次の通りである。

(単位：千円)

年度	月	帳簿残高					計
		債 権				債 務	
		売掛金	手 持 受取手形	貴社へ 譲渡手形	前渡金	△営業未払金	
平成 18 (11 月分社)	12	—	—	—	—	—	—
	03	24,378	—	—	—	—	24,378
平成 19	06	50,984	—	—	59,298	—	110,283
	09	54,301	—	—	110,563	—	164,864
	12	34,316	1,750	5,000	143,139	—	184,205
	03	54,282	—	—	201,206	2,458	253,030
平成 20	06	80,371	—	—	129,092	△ 10,942	220,404
	09	79,884	—	—	102,965	7,590	175,259
	12	50,272	—	—	243,403	8,103	285,572
	03	55,564	—	—	357,420	11,718	401,265
平成 21	06	51,361	—	—	487,294	11,718	526,937
	09	49,174	—	—	212,572	12,082	249,665
↓回収不能↓	12	88,003	—	—	30,397	8,522	109,878
	03	80,186	40,000	—	30,397	—	150,584
平成 22	06	140,612	20,000	—	—	—	160,612

2 S社について

(1) S社会社概要

商 号：S社
 創 立：平成2年11月24日
 資 本 金：10,000千円
 本 社：新潟県西蒲原郡
 代 表 者：代表取締役 B氏
 事 業 内 容：食器・厨房用品・インテリア商品の販売
 冠婚葬祭用贈答品の販売
 日用雑貨品の販売

(2) S社と対象会社との取引

S社は、平成10年5月、NB社より紹介を受け、対象会社との取引を開始したものである。平成14年4月NB社と対象会社が合併したものである。平成10年10月よりインドネシア品の輸入取引を開始した。その後、平成13年1月以降中国品の輸入取引を開始し、具体的には対象会社がS社の依頼によりホーロー製の鍋等を中国等から輸入し、S社に販売していたものである。取引開始後平成15年頃までは、比較的順調に取引が推移してきた。

(3) S社に対する不適正な融資の実行

- ① 平成15年8月に至り、S社より手形の決済資金6,700千円が不足するとの話があり、対象会社（元社長E氏・前常務F氏・元取締役G氏・前総務経理部長D氏）で対応を協議した結果、資金提供を了承し、平成15年8月25日、S社へ6,761千円（仮払金で計上後、受取手形を受領）の融資を実行した。
- ② さらに平成16年1月21日、S社B社長より手形の決済資金4,000千円が不足とのFAX連絡があり、対象会社（元社長E氏・前営業担当取締役B氏）にて協議し、資金提供を了承し、平成16年1月25日、S社へ4,000千円（仮払金で計上後、受取手形を受領）を実行した。
- ③ その後、平成16年2月18日、対象会社元取締役G氏がK金融機関とS社を訪問し、同社を調査。2月分の資金不足を確認した。平成16年2月20日、元取締役G氏と経理担当がS社を訪問し、帳簿確認し、以後2,000千円乃至4,000千円の資金融資を続けた。平成17年8月20日、K金融機関・対象会社・S社3者の覚書が締結され、対象会社及びK金融機関とで、同社を支援していくこととなった。しかしS社B社長によれば、同覚書は1年で実質的には反故となり、K金融機関の支援は期待できないものとなったという。また既にこの頃には、資金繰りに著しく困窮していた。この覚書に関し、対象会社がK金融機関に支援の可能性を確認していれば、以降の資金援助につき慎重に対応できたのではないかと考えられる。
- ④ しかしS社の業績の改善はみられず、対象会社は漫然と支払手形振出による同様の資金融資を実行し、S社が同手形を割り引き現金化して、これを対象会社の支払いに充てるといったことを繰り返し、融資金額を増大させていった。
- ⑤ これを年度別に見てみると、対象会社のS社に対する売上げ及び資金援助額等は、年度を追う毎に、資金援助金が急激に膨らんできた。S社の売上高や同社の与信能力を考えれば、限度を超えた支援であり、不良債権を表面化させないために隠蔽に終始していたとしか考えられない。

なお、平成17～21年度までの間、対象会社取締役会で、本件に関する決裁事項の協議又は報告した形跡は認められない。

- ⑥ この間、平成21年3月23日、対象会社の営業会議において、前総務経理部長D氏が元社長E氏にS社の長期滞留債権を決着するよう懇願している。しかしこれにもかかわらず、S社との取引継続について、平成21年6月5日に対象会社の元社長E氏、前営業担当取締役B氏、前社長A氏、前経理担当取締役C氏において協議し、支援を継続し、債権の回収を図っていくことを確認している。この時点では、対象会社の関与役員は、貴社に報告を行うことはなく、少なくとも回収不可能の危険性が著しく高いことを認識していたと言わざるを得ない。
- ⑦ そして、S社の資金繰りが悪化すると、対象会社はS社からの受取手形が不渡りになるのを回避するため、手形決済期日前に手形決済資金をS社の銀行口座に振込みし、手形を決済させた。

(4) 関与者とその手法

- ① S社に対する不適切な経理処理は、経営者（元社長E氏、前常務F氏、前営業担当取締役B氏）自らが主導し、前営業担当取締役B氏が前総務経理部長D氏に指示して実行していたことが認められる。
- ② 対象会社におけるS社からの売掛金回収は、毎月20日締で請求書を発行し翌月末日に120日サイトの手形決済である。対象会社におけるS社の売上の計上は正規の書類に基づき正しく計上されているが、売上計上後の売掛金入金処理で、売掛金と受取手形の科目振替を繰り返すことにより、債権回収の繰延が行われた。したがって経理が起

票する経理伝票のみで操作が行われ、指示は口頭指示のみによって行われ、経理伝票は経理担当者、次長、部長、担当役員の押印が認められるもののその他の帳票は存在しない。対象会社の財務会計システム（以下「商蔵奉行」システムという。）へのデータ入力は経理で入金その他として入力し、残高を調整している。手形の差し替えの場合は経理伝票のみ振替し、「商蔵奉行」システムへの入力はしない。対象会社の銀行口座には手形の額面が入金されると、振込み金は仮払金として処理し、その後の処理は①仮払金と同額の手形を再度S社から受取り、決済期日は3ヶ月から半年程度先に延長され、これを繰り返す。手形の振替を行う際は、「商蔵奉行」システムには入力しないため、得意先元帳に履歴は残らない。②仮払金を振替えて売掛金を再度計上し、経理上は受取手形から売掛金へ科目が戻る。すなわち「商蔵奉行」システムには入金のマイナスとして入力し、売掛金の残高も戻る。以上2つの手法が取られた。

(5) S社に対する滞納債権額の推移とその現残額

対象会社の得意先元帳、受取手形履歴表、手形明細表によれば各債権の残高推移は次の通りである。

(単位：千円)

年度	月	各四半期末帳簿残高			
		債 権			計
		売掛金	手 持 受取手形	貴社へ 譲渡手形	
平成 13	03	—	—	—	—
平成 14	03	13,389	14,082	8,899	36,371
平成 15	03	11,875	27,516	—	39,392
平成 16	03	8,111	35,300	—	43,411
平成 17	03	5,304	53,242	—	58,546
平成 18	06	△ 1,546	66,886	—	65,340
	09	1,733	73,377	—	75,111
	12	22,239	53,186	—	75,426
	03	36,649	40,000	—	76,649
平成 19	06	15,046	72,329	—	87,375
	09	9,193	78,634	—	87,827
	12	5,802	94,498	—	100,300
	03	4,329	108,478	—	112,808
平成 20	06	19,000	93,489	—	112,490
	09	20,668	101,285	—	121,954
	12	44,721	98,285	—	143,007
	03	763	131,554	—	132,317
平成 21	06	10,183	33,268	98,285	141,737
	09	105,157	38,285	—	143,443
	12	109,344	25,000	13,285	147,630
	03	34,213	93,285	25,000	152,499
平成 22	06	128,781	—	33,285	162,067

第2 N1社（N2社含む）とS社に対する貸倒引当金

1 N1社に対する貸倒引当金

各事業年度で繰入をすべき貸倒引当金は下記のとおりである。

平成21年3月期：220,500千円

平成22年3月期：464,585千円（うちN2社150,584千円）

2 S社に対する貸倒引当金

各事業年度で繰入をすべき貸倒引当金は下記のとおりである。

平成18年3月期：58,546千円（前期損益修正額43,411千円を含む）

平成19年3月期：18,102千円

平成20年3月期：36,158千円

平成21年3月期：19,509千円

平成22年3月期：20,181千円

3 N1社とS社の貸倒引当金による過年度決算への影響

（単位：千円）

	H18.3繰入額	H19.3繰入額	H20.3繰入額	H21.3繰入額	H22.3繰入額	H22.6繰入額	引当金残高
S社 貸倒引当金	58,546	18,102	36,158	19,509	20,181	9,568	162,067
N1社 貸倒引当金	—	—	—	220,500	314,001	260,845	795,346
N2社 貸倒引当金	—	—	—	—	150,584	10,027	160,612
個別引当による 貸倒引当金増加額	58,546	18,102	36,158	240,009	484,767	280,441	1,118,026

（注）：前期損益修正損 43,411千円

平成18年3月期増加分 15,134千円

4 過年度決算訂正による損益影響額

（単位：千円）

内訳	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
前期損益修正損	48,136	—	—	—	—
前渡金の回収懸念 債権引当	—	—	—	220,500	248,822
貸倒懸念債権の引当	15,134	18,102	36,158	19,509	235,944
合計	63,271	18,102	36,158	240,009	484,767

その他の会計上の影響額として、以上の決算訂正の影響により、次のとおり、一般債権の実績率や、繰延税金資産の回収可能性に関する判断も見直した。

その他の会計上の影響額(連結)

【一般管理費項目】

(単位:千円)

内訳	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
一般債権の引当金額(保証費用を含む)	16,658	7,249	14,445	△ 25,520	44,063
貸倒引当金戻入益との相殺額	△ 2,346	△ 7,249	△ 8,977	33,796	△ 23,701
合計	14,311	—	5,468	8,276	20,361

【特別損益項目】

(単位:千円)

内訳	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
貸倒引当金戻入、繰入の相殺による影響額(純額)	1,746	△ 3,112	—	△ 21,145	5,967

【法人税等調整額】

(単位:千円)

内訳	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
合計	△ 6,702	1,299	△ 2,282	65,697	△ 15,853

その他の会計上の影響額(個別)

【特別損益項目】

(単位:千円)

内訳	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
子会社株式評価損	—	—	—	235,467	—
関係会社貸付金の引当	—	—	—	559,024	53,340
合計	—	—	—	794,492	53,340

主要財務諸表項目に与える影響額を以下に要約する。

【連結】

(単位:千円)

内訳	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
売上高	—	—	—	—	—
営業利益	△ 14,311	—	△ 5,468	△ 8,276	△ 20,361
経常利益	△ 14,311	—	△ 5,468	△ 8,276	△ 20,361
当期利益	△ 72,627	△ 16,289	△ 39,344	△ 292,838	△ 495,242
純資産	△ 72,627	△ 88,916	△ 128,261	△ 421,099	△ 916,342
総資産	△ 72,627	△ 88,916	△ 128,261	△ 302,692	△ 883,755

【個別】

(単位:千円)

内訳	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)
売上高	—	—	—	—	—
営業利益	—	—	—	—	—
経常利益	—	—	—	—	—
当期利益	—	—	—	△ 794, 492	△ 53, 340
純資産	—	—	—	△ 794, 492	△ 847, 833
総資産	—	—	—	△ 794, 492	△ 847, 833

第 3 章 本件調査事実の発生原因の分析

第 1 本件調査事実の背景

1 本件調査事実の特徴

- (1) 本件調査事実に見られる特徴は、連結子会社である対象会社の経営陣が不適切な経理処理の直接の関与者であり、かつその処理の隠蔽行為を行っていることである。
そして、不正経理処理の直接かつ最高の関与者は対象会社元社長 E 氏並びに前社長 A 氏であるが、同社前総務経理部長 D 氏は、架空取引の支払い実行に対するチェック機能を果たせなかっただけでなく、元社長 E 氏又は前社長 A 氏の指示を受けるなど、不適切な経理処理を実行した。
- (2) さらにその不適切な経理処理の結果を回復しようとさらなる不適切な経理処理を重ね、その結果損害を一層拡大させており、危機的状況が現実化した時点でこれに対応する危機管理システムが全く存在せず、機能していなかったものである。
- (3) そして、連結子会社を束ねる貴社がその不適切な経理処理を見過ごし、何ら有効な情報を得られることなく、また有効な手段を取り得なかったものであり、結果的に連結子会社の不適切な経理処理を許したことに外ならない。

2 本件調査事実の発生原因の背景

- (1) 貴社の連結子会社に対する管理意識

① 貴社においては、平成 19 年 11 月に「関係会社管理規則」及び「関係会社決裁基準」が施行されている。しかし、それ以前はもとより、それ以降も、同規則・基準の認識が十分でなかったことを指摘せざるを得ない。

確かに、決裁書が作成されて稟議にかかるものについては、適正な決裁を図るべく慎重な審議が行われていたことは窺われる。しかし、とりわけ対象会社については、稟議が上げられない案件について、対象会社においてどのような取引や経理処理が行われているかにつき、その実態を把握しきれておらず、事実上放置状態で推移してきたものである。

これに関し、対象会社の説明によれば、上記規則・基準の施行時において、貴社経理部に問い合わせたところ、従来の継続取引には同規則・基準を適用しなくても良いとの回答を得たとしているが、結局は同規則・基準が対象会社の取引に馴染まないとの自己都合の良い解釈をしようとしたものと思われる。加えて、運輸業を主体とする貴社の業務のなかで、貿易業務は特殊であるため、その経営管理を対象会社に委ねようという意識が強く、対象会社には、新しく制定された規則・基準を必ずしも厳格に適用しなくても良いとの思い込みもあり、厳格に規則・基準を遵守させようとする意識が希薄であったと考えられる。

- ② このように、社会的使命を有する株式会社においては、どのような場合であっても、常に規則・基準に対する遵守意識が求められるものであるとの意識が、規則・基準の施行前、施行後を通じて、貴社及び連結子会社に希薄のまま、上記規則・基準が施行された後も一定の整備が図られたとは言え、なお十分ではなかったことが、本件調査事実の背景となったものと考えられる。
- ③ 上記項①及び②の企業管理（内部統制）意識の希薄さは、貴社において、単に規則・基準、制度を見直すだけでなく、貴社及び連結子会社における従来の企業管理（内部統制）意識、法令遵守意識を根底から変えていかなければならないことを示唆している。
- (2) 貴社の対象会社に対する経営管理意識

- ① また、連結子会社に対し、あまり細かい指示をするより、自主性を尊重し、その営業活動を活発にしていって欲しいという企業風土が存在していたものと思われ、それが結果的に対象会社の不適切な経理処理を容認してしまった。

そのうえ、平成15年度（平成16年3月期）から平成21年度（平成22年3月期）までの貴社における連結子会社を含めた売上高のなかで、対象会社の売上高が占める割合が以下の表のとおり、極めて高く、その売上高も右肩上がりに上昇していたことから、対象会社の経営には何ら問題がなく、特段口を差し挟む必要がないとの思い込みがあったものと認められる。

【対象会社の連結売上高における占有率の推移】

(単位：百万円，%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貴社連結売上高 (A)	21,746	21,749	23,181	24,228	22,587	22,261	19,117
対象会社売上高 [*] (B)	4,225	4,591	4,953	5,232	5,345	5,760	4,812
対象会社占有率(B/A)	19.4%	21.1%	21.4%	21.6%	23.7%	25.9%	25.2%

※上記数値は連結消去後の数値である。

(3) 対象会社の連結子会社としての経営管理意識

- ① 対象会社においては、株主・市場を含めた社会的責任を負う上場会社における連結子会社としての経営管理意識が欠如していたことは明らかである。貿易を主体とする商品販売部門であり、本体の運輸業とは別意識が働き、貴社と強く結びついて一体的な経営管理を行おうとする姿勢に乏しかった。そして、売上げが上がることで、連結子会社のなかでの中心的な存在であるとの体面を保ち、売上げの増加を図ろうとするあまり、取引先の維持に固執し、その中身を十分吟味しないまま取引に応じてきた。ところが、その取引先に対する回収の懸念が生じるやこれを表面化させず、何とか内輪だけに止めて回収をはかろうと焦っていたものである。
- ② さらに問題が顕在化し、既に現実的な危機管理をもって対応しなければならない事態に立ち至ってもなお、貴社の指示を仰ぎその対応をしていく意識もなければ、危機管理システムも働かなかったと断じざるをえない。

(4) 取締役会の経営監視機能の不十分性

- ① 対象会社においては、取締役会は、毎月1度、非常勤取締役（及び監査役）も参加して行われる。取締役の職務執行を監視する権限と義務があるものの、業務執行状況についてのチェックや、更に前渡金に関する決裁書の報告など一部重要な経営に関する事項が隠蔽され、その報告がなく協議もなされていなかった。
- ② 貴社においては、貴社取締役会に報告すべき連結子会社に関する調査・監査部署の調査・監査能力が脆弱であったこととあいまって、貴社の連結子会社に対する取締役会の監視が十分に発揮されていなかった。

第2 本件調査事実の対象会社における直接の原因

1 対象会社の取引先管理の杜撰さ

(1) N1社及びN2社関係

① 対象会社においては、N1社が資金面で脆弱であったことから、同社の前渡金の要請に応じてきたものであるが、そもそも資金的に脆弱な取引先に売上げの占める割合が集中し、かつ過大な前渡金を提供するなど取引先のリスク管理が全く機能していなかったことを指摘せざるを得ない。その結果、N1社の海外取引先との契約の不履行（ギリシャ案件）、取引先からのクレーム（国内A社案件）、N1社の前渡金の運転資金流用などの事象が発生し、その結果、約10億円の貸倒を生じ、さらにこれを隠蔽しようとするあまり、その回収を焦り、事態をより深刻化させた事案である。

対象会社における売上げにおいて、N1社及びN2社の売上げ（以下の表は同2社の売上げの合計額）が占める割合は、以下のとおりであり、特に平成19年度以降、その比重があまりにも多く、特定の取引先に偏るリスクが大きいことが分かる。そしてその取引先の維持に必要以上に固執した結果である。このことは、対象会社はもちろん、貴社においてもそのリスク管理が極めて安易であったと指摘される。

【N1社とN2社の対象会社売上高に対する占有率の推移】

（単位：百万円，%）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
対象会社売上高 (A)	4,402	4,815	5,208	5,456	5,472	5,887	4,983
N1社+N2社売上高 (B)	22	63	99	57	280	503	598
N1社+N2社売上高 占有率 (B/A)	0.5%	1.3%	1.9%	1.1%	5.1%	8.6%	12.0%

② しかも、一部前渡金の回収に懸念が生じてきた時点で（前渡金の支払いに遅滞が生じ始めた平成21年10月頃）、対象会社から貴社に報告し、貴社の管理下で取引先の情報を収集して、これに対する判断を統括していくべきであったにもかかわらず、これを行う危機管理意識や同システムが機能していなかった。さらに遅くとも、平成22年1月N1社から国内A社からの入金分を同社の運転資金に流用したことを対象会社社長を含めた経営陣が知った段階では、法律家を加えて法的な問題点を含めた総合的な対応策の検討がなされなければならなかったにもかかわらずこれを怠り、さらなる損害を拡大させた。

(2) S社関係

① S社についても、資金面で脆弱な会社であり、多額の資金援助を行うことの高リスクであるにもかかわらず、取引先の維持に固執するあまり、同社の経営再建に協力しようとした。しかし、各年度には業績が好転するかS社の収支計画を鵜呑みにし、計画の甘さが明らかであるにもかかわらず、その実績結果を検証することもなく、貸倒の懸念を抱きつつ、それが表面化することを恐れ、漫然と売掛金の回収を後送りし、資金援助を継続した。

② S社においても、遅くともK金融機関の覚書の作成された翌年（平成18年）頃には、法律家を加えて法的な問題点を含めた総合的な対応策の検討がなされなければならなかったが、これを怠り、さらなる損害を拡大させた。

2 貴社の対象会社に対する管理体制の欠如

(1) 貴社の対象会社を含む連結子会社に対する管理体制

① 本件調査対象事実は、対象会社の元社長E氏及び前社長A氏の独断によるところが多いとしても、不適切な経理処理を招いた直接の原因のひとつが、貴社の対象会社に対す

る管理体制にあったことは否定できない。

- ② 貴社では、経営企画室が予算実績管理及び財務報告に係る内部統制を行い、経理部が連結決算上の数値の取り纏めを行っていた。しかし、対象会社を含めた連結子会社経理の詳細な分析調査については、ほとんどチェック機能が働いていなかった。仮に何らかの異常値が認められれば、単なるヒアリングのみならず、実査に及んで、伝票等の帳票も含めた帳簿類・稟議書類等関係書類を監査するべきであるにもかかわらず、これを怠っていた。特に、本件については、前渡金の長期化については確認し得たにもかかわらず、何ら有効な調査を尽くすことができなかった。

なお、貴社では、平成20年度から財務報告に係る内部統制の制度が導入された。そして、対象会社との関係において、チェックリスト形式の質問書の配布と回答、その内容の確認及び評価を行った。しかし、それは自主申告が前提となっているため、対象会社において、全く有効な手段と言えず、いわば消極的調査に終始し、積極的に日常業務を監査、調査し、不正がなされているかを含め正常な処理が常に維持されることの検証を怠っていた。

- (2) 貴社の経理上のシステム環境の問題点

- ① マネーコントロールサービス（MCS）の問題点

貴社のマネーコントロールサービス（MCS）が、本件調査事実の不適切な経理処理の温床になり、不適切な経理処理の大きな要因となったことを指摘する。同システムは、銀行に対し与信力が低い連結子会社にとって安定して運転資金を確保でき利便性が高いものの、極めて高度の管理システムが構築されて初めてその本来の機能が発揮されるものである。貴社の資金管理システムに不適切な経理処理を誘発した落とし穴があったと言わなければならない。

- ② 貴社経理及び連結子会社経理における統合的なITシステム環境の不備

組織ぐるみで行ってきた体制的な不適切な行為に対処する有効な手段として、経理処理のITシステムを駆使して問題を発見する必要があるのに、貴社と対象会社とは、対象会社の社内的な財務会計システムと、貴社の連結決算用の経理システムとの二重のシステム環境にあった。このため、二つのシステムからそれぞれ出力された管理帳票の帳尻で、会計上の正当性を確認する以外には効率的な手段はなく、対象会社の社内で利用されていたシステムが経理上のチェック機能を阻害することとなった。

第4章 不正経理関与者の責任等

第1 当調査委員会における不正経理関与者に関する言及について

当調査委員会は、「第1章 第1」で述べたとおり、貴社の連結子会社である対象会社における不適切な経理処理に関する①事実の調査を実施し、②事実認定を行い、③これを評価してその原因を分析したうえ、④再発防止策の提言等を目的としているものであり、関与者の具体的な法的責任追及については、貴社の顧問弁護士等による検討を経て、しかるべき措置を取られるべきと考える。したがって、ここでは、当調査委員会の設置目的の範囲内において指摘するべきものについて言及することとする。

第2 関与者の法的責任

1 刑事責任

- (1) N1社及びN2社関係

- ① 想定される刑事責任は特別背任罪（会社法第960条第1項3号）又は背任罪（刑法第247条）であるが、相手方であるN1社又はN2社の業績、資産、信用状態にかかわらず、関与責任者が当該前渡金の回収が困難になるおそれがあることを認識していたか否かな

どが問題になろう。そのなかで、平成20年10月24日以降の国内A社向け案件の前渡金の実行(全7回)行為については、当時、ギリシャ向け前渡金の回収不能可能性が現実化し、対象会社において、新たな前渡金の実行を留保したり、同年7月以降、前渡金を運転資金として費消した事実が認められ、さらに対象会社において前渡金の回収をN1社に求めるなどしている。特に平成22年1月には、対象会社前社長A氏がこれらの事実を明確に認識するに至っている。

- ② さらに、平成22年3月18日以降のN1社に対する架空の前渡金実行について、同社からの支払い猶予の要請が複数回なされている。また、国内A社からの入金について同社が運転資金に流用したうえ、対象会社前社長A氏らが全く契約の裏付けのない架空の前渡金を実行しているのであるから、この点について任務違背行為が問題となろう。
- ③ なお、対象会社の前取締役(前社長A氏、前営業担当取締役B氏、前経理担当取締役C氏)、前総務経理部長D氏等の役割に即して特別背任罪、背任罪の構成要件該当性が異なろう。

(2) S社関係

- ① 対象会社において、S社の手形不渡りを回避するため、手形決済資金を一時的に提供したり、手形の差し替えなどの行為を繰り返し実行し、対象会社に対し平成22年6月現在171,316千円の回収不能の損害を与えている。
- ② 問題は、S社における支払不能が何時生じ、対象会社の関与者が何時それを認識したかは、なお調査を要すると考えられる。少なくとも、これらの者については任務違背行為が認められ、特別背任罪等が問題となろう。
- (3) 以上、N1社及びN2社並びにS社に関する刑事事件は、なお調査を要するが、かかる事態を惹起した対象会社の関与者の責任は重く、しかるべき措置が考えられる。

2 虚偽記載について

- (1) 貴社においては、虚偽記載についての認識がなかったと認められる。
- (2) 対象会社においては、N1社の案件については、少なくとも、架空の前渡金支出を決定し、実行した前社長A氏、前営業担当取締役B氏、前経理担当取締役C氏については、前渡金の虚偽記載の事実について確定的に認識していたと認められる。

3 民事責任

(1) N1社及びN2社関係

- ① 対象会社の役員(取締役及び監査役)に対しては、善管注意義務違反(会社法第330条)及び忠実義務違反(同355条)に基づく損害賠償責任が問題となろう。
- ② 平成18年8月以降のN1社に対する前渡金実行については、社内決裁基準に基づく取締役会決議など正規の手続きを経ることがなかったのであり、善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められ、前渡金が回収不能となることによって発生した損害賠償責任が問題となろう。
- ③ 特に、平成22年2月以降の架空の前渡金の支出行為についての責任は明らかである。

(2) S社関係

S社への資金援助について、取締役就任後の役員(前常務F氏、元取締役G氏、前営業担当取締役B氏)、平成15年8月20日に前総務経理部長D氏を含めて対応を協議した上で資金提供を決定した元社長E氏、及び同取引について引継ぎを受けていた前社長A氏並びに前経理担当取締役C氏は、対象会社の不適切な経理処理を認識していたものと認められるから、対象会社に対する善管注意義務違反及び忠実義務違反が問題となろう。

4 貴社の法的責任

一般的に言えば、対象会社が貴社の連結子会社であることから、金融商品取引法に基づく責任が問題となろうが、これについては、今後の調査ないし不適切な経理処理の程度、

内容、その他貴社の対応等によって判断されていくものと思われるが、以上については、本調査委員会の調査の範囲を超えるので、本報告書においては言及しない。

第5章 再発防止策の検討

第1 はじめに

1 再発防止策についての基本的立場

当調査委員会では、「第3章 本件調査事実の発生原因の分析」で明らかになった点を踏まえて、再発防止の提言をするものである。

2 発生原因の分析で明らかになった事項

(1) そこでの指摘事項としては、

- ① 貴社の連結子会社管理意識の希薄さとして、運輸業を主体とする貴社の業務のなかで、対象会社の貿易業務は特殊であるため、その経営管理は同社に委ねようとの意識があり、厳格に規則・基準を遵守させようとする意識が希薄であったこと
- ② 連結子会社に対し、あまり細かい指示をするより、自主性を尊重し、その営業活動を活発にしていって欲しいという企業風土が存在していたうえ、連結子会社を含めた売上げのなかで対象会社の売上げが占める割合が極めて高く売上げが右肩上がりに上昇していたことから、対象会社に対し特段口を差し挟む必要がないとの思い込みがあったこと
- ③ 対象会社には、株主・市場を含めた社会的責任を負う上場会社における連結子会社としての経営管理意識が欠如し、さらに問題が顕在化し、既に現実的な危機管理をもって対応しなければならない事態に立ち至った後もなお、貴社の指示を仰ぎその対応をしていくその意識やシステムも働かなかったこと
- ④ 貴社の対象会社に対する管理体制の欠如として、消極的調査に終始し、積極的に日常業務を調査、監査し、不正がなされているかを含め正常な処理が常に維持されることの検証を怠っていたこと
- ⑤ 貴社の経理上のシステム環境の問題点として、マネーコントロールサービス(MC S)の問題点があったこと、貴社経理及び連結子会社経理における統合的なITシステム環境の不備があったこと

以上の点を指摘した。

(2) 以上をみると、経営管理意識の問題点とそれに対する制度的な問題点、及び貴社の経理上のシステム環境が浮かび上がってくる。

第2 具体的な再発防止策

1 貴社及び連結子会社を含めた全社的な法令遵守意識(コンプライアンス)の徹底した確立

(1) 研修制度の確立

貴社はもちろん、連結子会社において、貴社役員を中心として、それぞれの役員、従業員の職制、職務に即した実効性のある研修制度を確立するとともに、弁護士、公認会計士、その他コンプライアンス全般に関する外部専門家等による徹底した研修教育を図る必要がある。

(2) コンプライアンスマニュアルの見直し、及びその責任者に対する周知徹底

- ① 貴社及び連結子会社のコンプライアンスマニュアルを全般的に見直し、その責任者に対し周知を徹底する。
- ② コンプライアンス責任者及び相談窓口を社長直轄として、コンプライアンス相談窓口からの相談等に対応し、適宜、必要な指導等を行う。

2 貴社及び連結子会社役員並びに従業員に対する経理教育(会計、財務、税務)とその人材養

成

(1) 経理業務等の研修

社内及び外部講師等による貴社及び連結子会社役員並びに従業員に対する経理教育(会計, 財務, 税務)を実施する。

(2) 人材養成

どのような研修を行っても, 不適切な経理処理等を発見, 把握できる能力を持った人材が存在しなければ, その実効性がない。そのためにその能力, 資質をもった人材を養成する必要がある。

3 貴社の連結子会社の管理体制の強化

(1) 業務報告

連結子会社の取締役会とその業務報告については, 明確に分けて実施し, 取締役会においては, 定期的(四半期に1回)に各取締役の業務執行状況の報告を行う。

(2) 規則・基準の遵守の徹底

連結子会社に関する法令やグループ内の規則規程の遵守を徹底させ, その状況を常に監視し評価する。また, 財務報告に係る内部統制の調査, 監査の範囲を規則・基準の遵守等まで拡大させ, 内部統制機能の徹底化を図る。

(3) 不適切な経理処理の早期発見体制

連結子会社経理に関する定期的な日常業務, 経理業務のチェック体制を確立し, 不適切な経理処理を早期に発見できる環境を整える。

(4) 社内融資制度MCSの運用管理の徹底化とITシステム統合化の早期実施

連結子会社からの資金要請に対して資金の使用目的と資金実績を実査し検証できる体制を確立する。

(5) 連結子会社の人事交流

不正防止の観点から, 連結子会社の部課長, 経理・総務担当者を含めた人事交流を実施して, 連結子会社役員及び従業員に対し, 不適切な行為の防止・抑制を図っていく。

(6) 調査監査部署の体制強化と実査権限の明確化

① これまでの調査, 監査について, 連結子会社に何らかの事象が認められても, 単に聞き取り, 質問書の徴求等の消極的調査に止まっていることが認められるのであり, これでは調査, 監査の実効性が乏しい。調査, 監査部門が積極的に実査による調査, 監査が出来うる能力と権限及びそれを容認する企業管理意識の醸成が急務である。また, 監査要員の増員による監視体制の強化も必要である。

② 貴社監査役の調査, 監査の回数を増やすとともに, 連結子会社の経理システムに直接入り込み実査し, さらに役員の業務執行の適正性について確認し, 状況を報告する。

4 連結子会社自体の内部統制機能(監視体制)の強化

不適切な行為等を直接, 貴社社長直轄部署に通報できる内部通報制度を強化し, 周知徹底する。また, 連結子会社に対する通報窓口は総務人事部並びに顧問弁護士とし, 貴社窓口部門に対しては, 適正な対応ができるよう, 定期的な指導教育を行う。

5 法律専門家によるリーガルチェック等の実施

重要な契約の締結, 紛争が予想される案件・債権回収の遅滞が生じ又は生じる恐れのある案件等は顧問弁護士等の法律専門家のリーガルチェックを受けるとともに, 必要に応じて公認会計士を加えて協議, 検討する体制を整備する。

6 監査役の意見の検証

これまでの監査役による監査報告書を見るに, 平成19年度から平成21年度において, 連結子会社に対する内部統制の不十分さが繰り返し指摘されているにもかかわらず, それに対する真摯な取り組みが十分でなかった点がある。

したがって、監査役の意見については取締役会において検証し、必要な取り組みをしていくことが望ましい。

第6章 総括

当調査委員会は、貴社の諸規定の確認と貴社の社内調査の結果をその証拠と照合し、その正確性を検証し、さらに独自の調査を加え、事実認定及びその原因の分析、並びにこれに基づく再発防止策の提言をした。

当調査委員会としては、貴社が社会的責任を全うし、今後の法令遵守、倫理規範体制の一層の充実の契機になることを願い、本報告書を提出する。

以上